

除外基準について

分娩に係る医療事故に該当するとは考え難い、
出生前・後(以下のア、イ)の要因によって脳性麻痺
となった場合は、除外基準としてあらかじめ
補償の対象から除外されます。

ア. 先天性要因

- ①両側性の広範な脳奇形(滑脳症、多小脳回、裂脳症、水無脳症等)
- ②染色体異常(13トリソミー、18トリソミー等)
- ③遺伝子異常
- ④先天性代謝異常
- ⑤先天異常

イ. 新生児期の要因

分娩後の感染症(髄膜炎、脳炎等)

7

補償の水準について

○看護・介護を行うための基盤整備のための
準備一時金として6百万円を給付します。

(住宅改造費、福祉機器購入費等)

○総額2千4百万円を分割して20年定期的
に給付します。(介護費用等)

8

補償申請について

申請者

分娩機関

〔 脳性麻痺となった児および
その家族からの依頼に基づき 〕

申請時期

原則として、児の満1歳の誕生日以降
ただし、極めて重症の場合は6か月以降でも申請可能

分娩機関への申請期限

児の満5歳の誕生日まで

9

審査・原因分析・再発防止について

1. 分娩機関が運営組織に対し補償申請

申請書類

2. 運営組織にて補償対象の可否を審査

3. 補償金の支払い

4. 原因分析・再発防止

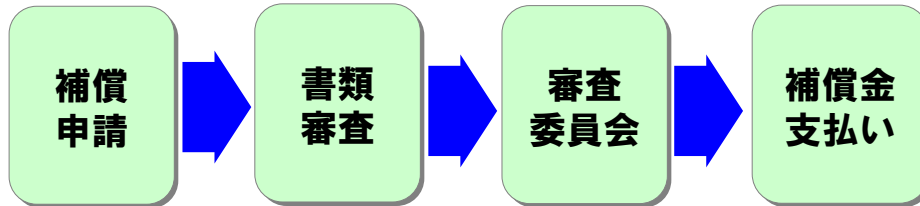
事例情報の
整理・蓄積

5. 事例情報の公開、産科医療の質の向上

10

審査の流れについて

補償対象の可否は、一元的に運営組織にて審査を実施



分娩機関に損害賠償責任がある場合は、分娩機関は本制度が存在しない場合と同様に、損害賠償に関する金銭を自ら全額負担するという考え方に基づき、補償金と損害賠償金の調整を行います。

11

原因分析について

1. 十分な情報収集に基づき、医学的な観点で事例を検証・分析
2. その結果を児とその家族および分娩機関へフィードバック

紛争の防止・早期解決を図ります。

適切に行うためには、分娩機関、児・家族、専門医や関係団体等の協力が不可欠です。

12

再発防止について

1. 原因分析された個々の事例情報を体系的に整理・蓄積
2. 広く社会に情報を公開

将来の脳性麻痺発症の再発防止、産科医療の質の向上を図ります。

- 報告書の定期的発行
- 関係団体や行政機関と連携・協力した研修会の開催
- ガイドライン、マニュアルの作成
- 国の実施する再教育制度との連携 など

13

産科医療補償制度の見直しについて

- 遅くとも5年後を目処に、本制度の内容について検証を行う。
- 補償対象者の範囲、補償水準、保険料の変更、組織体制等について、適宜必要な見直しを図る。

14